

表彰内規

制定：2016年1月31日

最終改正：2024年3月31日

1 目的

図書館情報学の発展に貢献した会員を表彰するために、日本図書館情報学会賞（以下、学会賞とする）、日本図書館情報学会論文賞（以下、論文賞とする）、日本図書館情報学会奨励賞（以下、奨励賞とする）ならびに日本図書館情報学会優秀発表奨励賞（以下、発表賞とする）を設ける。

2 学会賞、論文賞、奨励賞および発表賞の授賞対象

- (1) 学会賞は学術研究上特別に優れた業績を上げ、図書館情報学研究の発展に寄与した正会員に与える。
- (2) 論文賞は学術研究上特別に優れており、図書館情報学研究の発展に寄与した論文の著者に与える。表彰対象論文が共著の場合には、共著者全員を表彰する。
- (3) 奨励賞は学術研究上優れた業績を上げ、将来の活躍が期待される若手研究者である正会員および学生会員に与える。
- (4) 発表賞は研究集会において優れた口頭発表を行い、将来の活躍が期待される若手研究者である正会員および学生会員に与える。

3 選考委員会の設置

学会賞、論文賞、奨励賞および発表賞の授与にあたり、学会規約第12条に基づき常任理事会に次の2つの委員会を設置する。

(1) 学会賞選考委員会

- 1) 学会賞選考委員会は副会長、編集委員長、研究委員長および次号で定める選考委員長が指名した若干名の正会員より構成される。ただし、副会長、編集委員長、研究委員長が選考対象者（共同研究者を含む）となったときは当該業績の選考には加わらない。
- 2) 学会賞選考委員長は副会長が務めるものとする。ただし、前号の規定により副会長が選考に加わらない場合には、研究委員長が選考委員長を代行する。
- 3) 学会賞選考委員会は各年度に1回、学会賞、論文賞および奨励賞の受賞候補者を常任理事会の承認に基づき理事会に推薦し、理事会はその議を経て授賞を決定する。

(2) 優秀発表奨励賞選考委員会

- 1) 優秀発表奨励賞選考委員会は研究委員長、研究委員および次号で定める選考委員長が指名した若干名の理事により構成される。ただし、選考対象者は選考委員とはならない。
- 2) 優秀発表奨励賞選考委員長は研究委員長が務めるものとする。
- 3) 優秀発表奨励賞選考委員会は各年度に2回、研究集会時に開催し、常任理事

会の議を経て受賞者を決定する。

4 推薦制

本学会正会員は、学会賞、論文賞および奨励賞を選考する際に候補となる会員の業績を推薦することができる。

5 賞状と副賞

学会賞、論文賞および奨励賞の受賞者に対して、それぞれ賞状と副賞を授与する。副賞は常任理事会で決定する。

6 改廃

本内規の改訂にあたっては、常任理事会において審議・承認されるものとする。

付則 本内規は2016年1月31日から施行する。

2 本内規の制定により、日本図書館情報学会表彰規程は廃止する。

付則 本内規は2018年9月30日から施行する。

付則 本内規は2024年4月1日から施行する。